

法務省民商第1074号

平成20年3月27日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

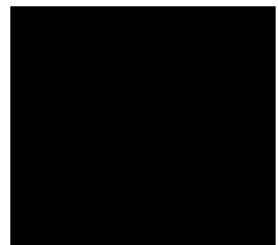
法務省民事局商事課長

「会社法の施行に伴う商業登記記録例について」の一部改正について（依命通知）

平成18年4月26日付け法務省民商第1110号当職依命通知「会社法の施行に伴う商業登記記録例について」（以下「依命通知」という。）の一部を下記のとおり改正したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

別紙第4節第8の2（3）中「1. 種類株主総会の決議を要しない事項 株式の種類を追加をする場合においては、第一種優先株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。」を削る。



参考（改正後）

(3) 種類株式の内容として、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使できる事項、取得請求権付株式、取得条項付株式、種類株主総会の決議を要する事項、取締役又は監査役の選任及び種類株主総会の決議を要しない事項に関する定めを定款に定めた場合

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<p>普通株式 12000株</p> <p>第一種優先株式 1000株</p> <p>第二種優先株式 2000株</p> <p>第三種優先株式 2000株</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>剰余金については、第一種から第三種までの優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき2万円の剰余金を支払う。</p> <p>1. 残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、第一種から第三種までの優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき300万円</p> <p>第二種優先株式 1株につき200万円</p> <p>第三種優先株式 1株につき200万円</p> <p>1. 取締役の選任</p> <p>普通株主は、種類株主総会において、定款所定の定数全ての取締役を選任することができる。</p> <p>第一種から第三種までの優先株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> <p>1. 議決権</p> <p>第一種から第三種までの優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、剰余金の優先配当に係る議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当を受ける旨の決議のある時まで、議決権を有する。</p> <p>1. 種類株主総会の決議を要する事項に関する定め</p> <p>新たに配当優先株式を発行しようとする場合においては、第一種から第三種までの優先株主の種類株主総会の決議を経なければならない。</p> <p>1. 第一種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め</p> <p>第一種優先株主は、会社に対し、第一種優先株式の取得を請求することができる。</p> <p>会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。</p> <p>a. 引換えに交付すべき普通株式の数</p> $\text{引換えにより交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の数} \times \text{転換比率}}{\text{転換比率}}$ <p>b. 転換比率</p> <p>転換比率 転換比率は3.000とする。</p> <p>ただし、第一種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換} = \frac{\text{調整前転換} \times \text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$
---------------------------------------	---

比率 比率

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

c. 取得を請求することのできる期間

平成19年10月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

1. 第三種優先株式についての取得条項に関する定め

第三種優先株式については、普通株式が東京証券取引所に上場されることが決定した場合に、上場日前1か月間で取締役会が定める日に、当社が取得することができる。

会社は、第三種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

a. 引換えに交付すべき普通株式の数

$$\frac{\text{引換えにより交付すべき普通株式の数}}{\text{第三種優先株主が取得を請求した第三種優先株式の数}} = \text{第三種優先株主が取得を請求した第三種優先株式の数} \times \text{転換比率}$$

b. 転換比率

転換比率 転換比率は3.000とする。

ただし、第三種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times (\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}})}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記